

城南町浄化センター等運転及び保全管理業務委託 仕様書

熊本市上下水道局

目次

第1条 一般事項.....	1
第2条 対象施設.....	1
(1) 城南町浄化センター	1
(2) 城南町処理区マンホールポンプ場	1
第3条 業務の範囲	2
第4条 流入水の条件	2
(1) 流入水量に関する基準.....	2
(2) 流入水質に関する基準.....	2
(3) 見込み流入水量.....	2
第5条 業務の仕様	2
1 運転管理業務.....	2
(1) 基本業務.....	2
(2) 浄化センター施設の運転管理業務	3
(3) 水質等試験業務.....	4
(4) マンホールポンプ場の運転管理業務.....	5
(5) 廃棄物搬出業務.....	6
(6) ユーティリティ調達及び管理業務	6
(7) エネルギー管理業務	6
2 保全管理業務.....	7
(1) 保守点検業務	7
(2) 修繕業務.....	7
(3) 電気保安全管理業務	8
(4) 法定点検業務	9
(5) 精密点検業務	9
3 施設管理業務.....	9
(1) 施設管理.....	9
(2) 業務完了の報告.....	10
4 情報管理業務.....	10
(1) 運転及び保全情報管理業務	10
(2) 保全台帳及び保全履歴の整備	10
(3) 運転及び保全情報の権利	11
5 危機管理業務.....	11
(1) 災害時及び緊急時対応.....	11
(2) 災害時及び緊急時対応の連絡及び報告	11
6 その他関連業務	11
(1) 工事、調査・共同研究・モニタリング等への協力.....	11
(2) 苦情に対する初期対応.....	11
(3) 見学者・来場者の対応.....	11

別紙 1	業務範囲.....	12
(1)	浄化センター施設の運転管理業務	12
(2)	水質分析試験業務.....	12
(3)	マンホールポンプ場の運転管理業務.....	12
(4)	廃棄物搬出業務.....	12
(5)	ユーティリティ調達及び管理業務	12
(6)	エネルギー管理業務	13
(7)	保守点検業務	13
(8)	修繕業務.....	13
(9)	電気保安管理業務.....	13
(10)	法定点検業務	13
(11)	精密点検業務	13
(12)	環境整備業務	13
(13)	災害時及び緊急時対応業務.....	14
(14)	その他関連業務.....	14
別紙 2	マンホールポンプ場点検業務.....	15
別紙 3	法令等に基づく点検業務	16
(1)	電気保安管理業務.....	16
(2)	消防設備保守点検業務.....	18
別紙 4	精密点検業務	19
(1)	中央監視制御装置及び計装設備点検業務.....	19
別紙 5	状態監視保全対象機器及び点検・調査範囲.....	20

第1条 一般事項

本仕様書は、熊本市（以下「委託者」という。）と受託者が契約を締結する城南町浄化センター（以下「浄化センター」という。）及び城南町処理区マンホールポンプ場（以下「マンホールポンプ場」という。）の運転及び保全管理業務委託にあたり、仕様を定めるものである。

受託者は有する技術的能力を活用し、委託者の政策目標に配慮して安全で安定的かつ効率的な水処理を行うことで、公共用水域の水質保全に努めること。

第2条 対象施設

委託業務の対象となる施設の名称及び位置は次のとおりとし、浄化センター及びマンホールポンプ場の施設の調書については 参考資料1 に示す。

(1) 城南町浄化センター

熊本市南区城南町島田 438 番地

(2) 城南町処理区マンホールポンプ場

ア 隈庄マンホールポンプ場	熊本市南区城南町隈庄 592 地先
イ 中宮地マンホールポンプ場	熊本市南区城南町隈庄 906-2 地先
ウ 沈目マンホールポンプ場	熊本市南区城南町沈目 660-1 地先
エ 沈目橋マンホールポンプ場	熊本市南区城南町沈目 1359-1 地先
オ 宮地マンホールポンプ場	熊本市南区城南町中宮地 1176-2 地先
カ 今吉野マンホールポンプ場	熊本市南区城南町今吉野 1123 地先
キ 出水公民館前マンホールポンプ場	熊本市南区城南町出水 859 地先
ク 出水マンホールポンプ場	熊本市南区城南町出水 836 地先
ケ 松ノ平マンホールポンプ場	熊本市南区城南町隈庄 942-12 地先
コ 島田マンホールポンプ場	熊本市南区城南町島田 119 地先
サ 下宮地マンホールポンプ場	熊本市南区城南町下宮地 1221-7 地先
シ 阿高No.1 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町阿高 325-1 地先
ス 阿高No.2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町阿高 678-1 地先
セ 東阿高 No. 2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1463-1 地先
ソ 阿高No.3 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町阿高 837 地先
タ 東阿高 No. 1 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 508-11 地先
チ 赤見マンホールポンプ場	熊本市南区城南町赤見 166 地先
ツ 東阿高 No. 3 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1487 地先
テ 舞原No.1 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町舞原 844-2 地先
ト 舞原No.2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町舞原 744-2 地先
ナ 阿高No.4 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町阿高 857 地先
ニ 赤見 No. 2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町赤見 1528 地先
ヌ 東阿高 No. 4 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1491-13 地先
ネ 下宮地 No. 2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町下宮地 430-1 地先
ノ 東阿高 No. 5 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1324-2 地先
ハ 東阿高 No. 6 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1783-18 地先
ヒ 東阿高 No. 7 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1783-35 地先
フ 東阿高 No. 8 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1783-24 地先
ヘ 東阿高 No. 9 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町東阿高 1327-21 地先
ホ 舞原 No. 3 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町舞原 707-4 地先
マ 高マンホールポンプ場	熊本市南区城南町高 322 地先
ミ 高 No. 2 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町高 532 地先
ム 高 No. 3 マンホールポンプ場	熊本市南区城南町高 602 地先

第3条 業務の範囲

受託者が行う業務の範囲は、別紙1のとおりとする。

第4条 流入水の条件

運転管理に係る流入水量及び流入水質に関する基準は、次のとおりとする。また、流入水の水質及び排出事業者の監督は委託者の責任とするが、受託者は常に流入水量及び水質の監視を行い、水質等に異常があった場合は速やかに委託者へ報告すること。

(1) 流入水量に関する基準

項 目	流入水量
時間流入水量 ($\text{m}^3/\text{時間}$)	196 以下
日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	4,700 以下

(2) 流入水質に関する基準

項 目	流入水質基準	令和2年度～令和6年度実績（参考）		
		平均値	最大値	最小値
水 温 ($^{\circ}\text{C}$)	15 以上 30 以下	22.5	28.7	15.0
pH	6 以上 9 以下	7.9	8.3	7.8
BOD (mg/L)	500 以下	240	390	130
COD (mg/L)	220 以下	150	210	40
SS (mg/L)	400 以下	250	430	82

※フラッシングによる一時的な流入水質の悪化については流入水質基準を適用しない。

(3) 見込み流入水量

項 目	令和8年度
見込み年間総流入水量 ($\text{m}^3/\text{年度}$)	1,642,500
見込み日平均流入水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	4,500

第5条 業務の仕様

受託者は、業務の仕様を達成するように運転及び保全管理を行うこと。具体的な内容は月間業務実施計画書及び年間業務実施計画書を提出し、業務実施前に示すこと。本業務の目的達成のために必要な業務等については、本仕様書等に明記されていない事項であっても、受託者の責任においてすべて完備及び遂行すること。

受託者は、仕様を達成するように運転及び保全管理を行うために、適切な能力を有した運転作業員・人数を配置して業務に臨むこと。また、安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全に努め、安全かつ安定的に本業務の履行を続けること。

1 運転管理業務

(1) 基本業務

受託者は自らの知識、経験等を最大限活用して、浄化センター及びマンホールポンプ場等の運転管理を主体的に行い、流入下水を連続して処理するとともに、安定した処理水を提供しなければならない。また、現行の運転管理を維持することはもとより、その向上を図ることを目指して、業務の実施に当たっては既存施設の特徴・性質を十分理解し、年間を通して良好な処理を行うこと。特に、放流先の環境には十分な配慮を行い、環境負荷の軽減に向けた取組を推

進するとともに、省エネルギー等を目指したエネルギー管理を行うこと。

(2) 浄化センター施設の運転管理業務

ア 運転管理

- (ア) 受託者は、業務の履行に必要な関係法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。
- (イ) 受託者は、設備機器の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもとより、故障時・異常時においても迅速かつ適切に対処できるよう心掛けること。
- (ウ) 受託者は、安定かつ良好な水処理を行うために、その時々流入水質及び流入水量に応じて適切に運転管理を行うこと。
- (エ) 受託者は、水処理の状況を把握するとともに、処理の悪化に対しては適切に対応し、早期回復を図ること。
- (オ) 受託者は、汚泥処理が水処理に与える影響を考慮するとともに、脱水汚泥の発生量を減容化するように努めること。

イ 施設機器の運転

(ア) 運転操作監視業務

常駐管理により運転管理を行うものとし、毎日8時30分から17時15分までの間の連続監視とする。ただし、業務上必要な場合には、この時間を超えて作業を行わなければならない。

(イ) 夜間（17時15分から翌8時30分まで）

夜間については、無人の自動運転とする。ただし、故障発生等による通報があった場合は、早急に現場確認を行い、適切な処置を行うこと。

(ウ) 各機器は、受託者自らの知識、経験等により運転計画を作成し、運転操作を実施すること。

(エ) 汚泥脱水機の運転は、受託者で作成した汚泥処理計画に基づき運転を行うこと。

ウ 放流水質

放流水質の基準は次のとおりとする。

項 目	契約基準	法定基準
p H	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/L)	5.0 以下	15 以下
COD (mg/L)	10 以下	20 以下
S S (mg/L)	5.0 以下	40 以下
大腸菌数 (CFU/mL)	9 以下	800 以下
透視度 (cm)	100 以上	—

エ 脱水汚泥含水率

脱水汚泥含水率の基準は次のとおりとする。

項 目	契約基準
脱水汚泥含水率 (%)	83.0 以下

オ 契約、法定基準超過時の対応について

放流水質及び脱水汚泥含水率に対する契約、法定基準を超過した場合は、契約書第9条に規定する対応を取ること。

(3) 水質等試験業務

浄化センターの処理状況を確認し、適正に運転管理を行うため、水質試験等を行うこと。
試験の頻度及び項目は次のとおりとする。

- ア 日常試験（平日のみ）
- イ 精密試験の自主検査（2回／月）
- ウ 通日試験（4回／年）を行う。
- エ 汚泥試験（2回／月）を行う。
- オ 生物試験（1回／月）を行う。

日常試験、精密試験及び生物試験の項目並びに試料採取箇所

採取箇所 項目	流入	分配槽	放流	OD槽 (3 系列)	場内屋外
気温					◎
水温	◎	◎	◎	◎	
透視度	◎	◎	◎		
p H	◎	◎	◎	◎	
S S	◎	◎	◎		
C O D	◎	◎	◎		
B O D	○	○	○		
全窒素	○	○	○		
アンモニア性窒素	○	○	○	○	
亜硝酸性窒素	○	○	○	○	
硝酸性窒素	○	○	○	○	
有機性窒素	○	○	○		
全りん	○	○	○		
りん酸性りん	○	○	○		
塩化物イオン	○	○	○		
大腸菌数	○	○	○※		
残留塩素			◎		
M L D O				◎	
M L S S、R S S S				◎	
S V				◎	
生物試験				△	

凡例 ◎：毎日行う。（平日のみ） ○：月に2回行う。（精密試験の自主検査） △：月に一回行う。

※滅菌前も試験を行う。

通日試験の項目及び試料採取箇所

採取箇所 項目	流入	分配槽	放流	OD槽 (3 系列)	場内屋外
気温					◎
水温	◎	◎	◎		
透視度	◎	◎	◎		
p H	◎	◎	◎	○	
S S	◎	◎	◎		
C O D	◎	◎	◎		
B O D	◎	◎	◎		
全窒素	◎		◎		
全りん	◎		◎		
塩化物イオン	◎		◎		
大腸菌数			◎		
残留塩素			◎		
M L D O				○	
M L S S、R S S S				○	
S V				○	

凡例 ◎：年に4回行う。(試料採取3時間毎) ○：年に4回行う。(試料採取6時間毎)

汚泥試験の項目及び試料採取箇所

採取箇所 項目	余剰汚泥	脱水機供給汚泥	脱水汚泥	脱水ろ液	返流水
p H	○	○		○	○
S S				○	○
蒸発残留物	○	○	○		
含水率			○		
有機分比	○	○	○		

凡例 ○：月に2回行う。

(4) マンホールポンプ場の運転管理業務

ア 運転管理

- (ア) 受託者は、マンホールポンプ場の運転管理業務の履行に必要な関係法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行すること。
- (イ) マンホールポンプ場の機器故障等の異常は、直接、地域住民に多大な影響を与えるため、受託者は設備機器の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもとより、異常時においても迅速かつ適切に対処できるよう心掛けること。

イ 水中ポンプの運転

水中ポンプの運転は、平常時には原則として無人による自動運転とするが、雨天時等には、受託者は流入水量の増加に対して人員を配置するなど適切な対応を行うこと。

ウ 可搬式発電機の設置

台風接近により停電が予想される場合は、次の台数の可搬式発電機を事前に手配し、

停電に備え、暴風雨時等によりマンホールポンプ場が停電した場合は、可搬式発電機を設置し、流入下水の速やかな排除に努めること。

可搬式発電機 13kVA、25kVA 1台ずつ

(5) 廃棄物搬出業務

ア 廃棄物搬出業務

本業務の履行で発生する廃棄物については、廃棄物の搬出及び清掃に関する法律、道路交通法等関係法令を遵守すること。廃棄物搬出業務は、次のことに留意して計画を作成し、委託者と協議を行ったうえで実施しなければならない。

イ 沈砂・し渣の搬出

- (ア) し渣等の可燃物については、西部環境工場へ運搬すること。ただし、西部環境工場が整備期間中で搬入できない場合は、東部環境工場へ運搬すること。
- (イ) 沈砂については、扇田環境センターへ運搬すること。
- (ウ) 運搬に使用する車両は、適切に管理を行うこと。
- (エ) 運搬経路の道路事情や交通事情及び周辺環境を考慮し、周辺に悪影響を与えることのないよう適切に運搬すること。
- (オ) 運搬車は整備し、運搬途中での車両故障等の防止に努めること。
- (カ) 運搬中は、常に衛生に心掛け、運搬物が飛散しないようシート等の覆いを掛け、運搬すること。また、過積載防止を徹底すること。

ウ 脱水汚泥

脱水汚泥は委託者が別途発注するリサイクル施設にて処理を行う。受託者は脱水汚泥の処分については下記の業務を行うこと。

- (ア) 脱水汚泥については、委託者の指示に従い適正に委託者が別途委託する車両への積込み等を行うこと。また、マニフェストに関する事務処理を行うとともに、脱水汚泥の搬出量について月間集計報告書を委託者へ提出すること。
- (イ) 毎月7日までに、翌月の搬出計画を作成し、委託者へ提出すること。ただし、委託者から搬出計画の変更の要請があった場合は応じること。
- (ウ) 脱水汚泥の処分及び収集運搬業者と必要に応じて連携すること。

エ その他の廃棄物

本業務の履行において発生する全ての廃棄物は、脱水汚泥を除いて受託者の責任において適正に処理、処分又はリサイクルをすること。

(6) ユーティリティ調達及び管理業務

ア ユーティリティ調達及び管理

- (ア) 運転管理に必要な薬品、電気、燃料、水道、その他消耗品の調達・管理及び通信回線の管理を適正に行うこと。
なお、薬品、燃料等については適正に保管し、品質の確保に努めること。
- (イ) 原則として、受託者は電気、水道及び通信回線等の契約者の名義変更を行い、受託者名義とすること。なお、名義変更ができない場合は、支払者の変更手続を行うこと。
- (ウ) 委託者が別途発注する工事及び調査等に使用する電気・水道等についても調達・管理を行うこと。この場合、料金の支払については委託者と協議を行うこと。
- (エ) 災害等により調達業務が滞ることがないように支援体制等を十分に整備すること。

イ 使用量等の報告

月ごとにユーティリティの使用量等実績を月間業務完了報告書とともに提出すること。

(7) エネルギー管理業務

ア エネルギー管理

エネルギー管理業務は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、次

のことに留意してエネルギー管理計画を作成し、委託者との協議を行ったうえで実施しなければならない。

- (ア) 作成したエネルギー管理計画を年間業務実施計画書に記載すること。エネルギー管理計画には具体的な省エネルギー対策、年平均1%以上のエネルギー消費原単位の削減目標を掲げること。
- (イ) 機器の改築、機能の増設及び運転管理方法の変更等により、エネルギー管理計画の変更又は追加が必要となった場合、エネルギー管理計画書を適宜修正し、委託者に提出すること。

イ エネルギー管理の報告

年度末に削減目標の達成度等を記したエネルギー管理報告書を提出すること。

2 保全管理業務

(1) 保守点検業務

受託者は、各施設、各種機器等の性能及び機能の停止・低下を発生させることなく一定のレベルを維持するために必要な点検、整備、測定及び調査を効率的かつ効果的に行うこと。

ア 保守点検

- (ア) 受託者は、保守点検に必要な関係法令、完成図書、取扱説明書、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って、振動等の測定、消耗部品等の交換及び機器の清掃等を含めた保守点検業務を実施すること。
- (イ) 受託者は、設備機器の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知のうえ、受託者が自らの経験等により日常点検（巡回点検を含む。）、定期点検及び年次点検等の保守点検頻度を定めた計画を作成し、委託者の承諾を得た上で実施すること。ただし、設備機器の状態に応じて保守点検頻度の見直しを行うこと。
- (ウ) マンホールポンプ場については、全施設月2回以上巡回点検を行うこと。点検項目については、別紙2に示す。
- (エ) 点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。
- (オ) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- (カ) 受託者が行う保守点検業務は、施設、各種機器等の性能及び機能を保証するものとし、委託期間終了時に業務範囲における全ての施設、設備機器が通常の運転を行うことができる機能を有し、経年劣化を除く著しい損傷がない状態で引渡しが行える状態のものとする。
- (キ) 計測器の故障等による不安定性が発生しないように計測機器管理を行うこと。

イ スtockマネジメント実施に基づく点検・調査業務

- (ア) 受託者は、国土交通省が定める「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」及び「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン2015年版」等に基づき、委託者が作成したストックマネジメント計画により状態監視保全に位置付けられた設備機器等のうち、別紙5に掲げる設備機器について、計画を作成したうえで点検・調査を実施すること。
- (イ) 受託者の保守点検業務において実施する電流値、汚水・汚泥流量及び振動等の測定結果の経年変化、点検・調査業務で得られた摩耗等の調査結果については、委託者のストックマネジメント計画に反映させ、対象機器の健全度判定及び改築計画等に用いるものとする。
- (ウ) 受託者は、別紙5に掲げる設備機器を除き、委託者が別途点検・調査を実施する場合は、常に協力する体制を構築すること。

(2) 修繕業務

ア 突発修繕に関する業務

- (ア) 受託者は、施設機能が正常に発揮・維持できるよう、設備機器等の故障、不良又は破損等が生じた場合は修繕を実施し、その機能の回復を図ること。ただし、機器等の原型を変更する場合は、事前に委託者と協議を行うこと。
 - (イ) 設備機器等の改築の必要が生じた場合、受託者は委託者に対し、改築が必要である設備機器等の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。
 - (ウ) 受託者は、修繕終了時に履歴を整理し、写真等を添付した修繕報告書を委託者に提出すること。
 - (エ) 委託終了時における施設の原状回復のための補修を含むものとする。
 - (オ) 受託者は、突発修繕を行う設備機器等において、必要に応じて、設備機器等の錆、腐食等による塗膜剥離、錆を防止するために、部分又は全塗装を実施すること。
 - (カ) 修繕に使用する材料及び部品は、受託者の責任において調達するものとする。
 - (キ) 受託者は修繕を安易に外部に発注するのではなく、自身で修繕を行うよう努めること。
- イ 計画修繕に関する業務
- (ア) 受託者が実施する計画修繕は、委託者のストックマネジメント計画により改築（更新又は長寿命化対策）に該当する設備機器等を除き、委託者が設定する目標耐用年数期間において、その機能を維持するために実施するものである。
 - (イ) 受託者が実施する計画修繕は、自ら実施する保守点検業務及び点検・調査業務等に基づき、劣化や性能低下がみられる設備機器並びに委託者が作成するストックマネジメント計画を基に算出された健全度に応じた部品交換等について、委託者と十分協議を行い、実施内容、実施時期及び必要金額等をまとめた修繕計画を作成し、委託者の確認を受けた後、実施するものとする。
 - (ウ) 受託者は、設備機器などの錆、腐食等による塗膜剥離、錆を防止するために、部分又は全塗装についても計画的に実施すること。
 - (エ) 計画修繕実施後は、契約書第 13 条 による完了検査を受けなければならない。
- ウ 修繕等業務の費用
- (ア) 突発修繕、計画修繕に係る金額は、120 万円（消費税等を除く。）とする。なお、修繕等業務の費用は、履行期間の最終月に 契約書別紙 3 に定める方法で精算するものとする。
- (3) 電気保安管理業務
- ア 電気保安管理業務
- (ア) 受託者は、電気事業法第 43 条第 1 項の規定に基づき、浄化センターに常駐する従業員の中から電気主任技術者を選任し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する職務に当たらなければならない。
 - (イ) 前項(ア)の規定にかかわらず、事前に書面による委託者の承諾を受けた場合には、電気事業法施行規則第 52 条第 2 項の規定に基づき、同第 52 条の 2 第 2 項の要件を満たす者に再委託できるものとする。
 - (ウ) 電気事業法上の法的位置づけは、委託者が「設置者」、受託者が「みなし設置者」とする。受託者は「みなし設置者」として電気事業法に基づく手続を行い、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に当たるものとする。
なお、手続に必要な費用については、受託者の負担とする。
 - (エ) 受託者は、自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するため、電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たさなければならない。
 - (オ) 電気主任技術者として選任された者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
 - (カ) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に当たり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。

- (キ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

- イ 実施対象

別紙1の(9)に掲げる項目について実施する。

- ウ 点検結果の報告

点検実施後は、契約書第13条による完了検査を受けなければならない。

- (4) 法定点検業務

- ア 法定点検

- (ア) 受託者は、法定点検に必要な関係法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。

- (イ) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。

- (ウ) 受託者が行う法定点検は、受託者の責任において実施するものとし、事前に書面による委託者の承諾を受けた場合には、専門業者に再委託することができるものとする。

- イ 実施対象

別紙1の(10)に掲げる項目について実施する。

- ウ 点検結果の報告

法定点検実施後は、契約書第13条による完了検査を受けなければならない。

なお、監督官庁等に点検結果報告書の提出が必要なものについては、受託者の費用負担により提出しなければならない。

- (5) 精密点検業務

- ア 精密点検

- (ア) 精密点検対象の設備機器等にあつては、その機能を維持し、性能を確保するため、日常点検、月例点検等の通常の点検では実施できない計測、消耗部品の交換及び分解点検・清掃等の詳細な点検を行うこと。

- (イ) 受託者が行う精密点検は、受託者の責任において実施するものとし、事前に書面による委託者の承諾を受けた場合には、専門業者に再委託することができるものとする。

- (ウ) 精密点検の実施に当たっては、事前に実施計画を提出し、点検項目及び内容等について委託者と協議を行うこと。

- イ 実施対象

別紙1の(11)に掲げる項目について実施する。

- ウ 点検結果の報告

精密点検実施後は、契約書第13条による完了検査を受けなければならない。

受託者の責めに帰すべき異常等があった場合は、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

- 3 施設管理業務

- (1) 施設管理

浄化センターの建物内外・敷地内において、常に環境の美化に心掛け、植栽管理及び除草業務及び臭気対策を実施することで、環境の保全はもとより、周辺住民や周辺環境にも配慮した施設管理業務を実施すること。

- ア 清掃業務

- (ア) 作業の実施に当たっては保護具を着用するなどし、安全に十分留意すること。

- (イ) 清掃は場所及び床材質を考慮して、適切な清掃器具を使用して行うこと。

- (ウ) 管理棟については、日常的な清掃に加え、定期的にワックス掛けや窓拭き等を行い、清潔に保持すること。

- (エ) 清掃の実施に当たり委託者の業務及び第三者に対し、支障のないように注意すること。

- (オ) 清掃器具等の使用で委託者の備品や物品等に損傷を与えないこと。

- (ハ) 高所にて清掃作業を実施する場合は、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- (ニ) 電気室及び機械室等の施設内の清掃に当たっては、常に作業環境を考慮した美観の維持に努めること。
- (ホ) 浄化センター及びマンホールポンプ場の敷地内及び周辺の空缶類やゴミ等の清掃撤去、水洗いや拭き掃除といった清掃活動を行い、美観の維持に努めること。
- (ヘ) 建築物、構造物、樹木等に鳥の巣や蜘蛛の巣が出来ないように努めること。

イ 植栽管理及び除草業務

- (ア) 植栽管理及び除草業務は、樹木管理(剪定・薬剤散布)、芝生管理、施設内及び周辺の除草(機械・人力)とし、空缶類やゴミ等の清掃撤去も行うこと。
- (イ) 植栽管理業務の頻度は委託者の指示によるものとする。植栽管理の業務範囲は、参考資料2に示す。
- (ウ) 除草、芝生管理に当たっては、芝及び雑草等が伸びすぎないように配慮し、実施回数を自ら計画すること。また、計画した回数で不足があると思われる場合や施設見学者が来場する直前には適宜除草作業を実施し、美観の維持・保全に努めること。

ウ 臭気対策

下水処理に伴う悪臭について、その低減に留意し、対策に努めること。また、苦情が寄せられた場合は、速やかな初期対応をとるとともに委託者へ報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 業務完了の報告

作業終了後は、作業前、作業中及び作業完了の業務工程がわかる写真(同じ位置で撮影すること。)を添えた業務完了報告書を作業終了の都度、提出すること。

4 情報管理業務

(1) 運転及び保全情報管理業務

- ア 受託者は、運転管理、保全管理で発生した情報(異常・故障情報、保守点検・調査情報、修繕情報、水質・運転情報)を電子データにて保管すること。なお、電子データの保管方法については委託者と協議を行い決定すること。
- イ 受託者は、委託者が情報の提出を求めた場合には速やかにこれに応じること。
- ウ 受託者は、この業務の実施によって知り得た秘密及び委託者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
また、業務期間が満了し、又は指定が取り消され、若しくは受託者の職務を退いた後においても同様とする。
- エ 受託者は、本業務に関する日報、月報及び年報の作成、維持管理データ、その他統計事務の実施並びに各種報告書等により、報告を行うこと。
- オ 受託者は、各種マニュアルを整備し、図面等を含めて適切に管理すること。
- カ 現場作業のミスの隠蔽などがないように作業の詳細の内部告発を含めた委託者に対する情報開示の徹底を行うこと。
- キ 機器や補修の調達の際の選定の妥当性に問題が発生しないように選定情報の積極的な開示を行うこと。
- ク 事故等が発生した場合には、状況の正確な把握ができないことのないように、正確かつ的確な情報共有を行うこと。故障、事故等の現場撮影可能なものはデジタルカメラで撮影の後、委託者に報告すること。

(2) 保全台帳及び保全履歴の整備

- ア 受託者は、浄化センター及びマンホールポンプ場で実施した全ての工事、修繕、業務委託、保守点検等に関して、委託者指定の下水道施設台帳システム(以下「WBC」という。)の保全台帳及び保全履歴にデータを入力するものとする。

- イ WBC ログイン用のユーザー I D 及びパスワードは委託者から提供する。ただし、提供した情報は第三者に漏らしてはならない。
- ウ 保全台帳及び保全履歴のデータは、常に最新のものとすること。
- エ データの入力は、WBC 操作手順に従い行うこと。

(3) 運転及び保全情報の権利

契約図書に基づき実施した業務におけるすべての運転及び保全情報は、委託者に帰属するものとする。

5 危機管理業務

(1) 災害時及び緊急時対応

- ア 受託者は、災害や事故、機器故障の発生等、緊急時における被害の最小化及び被災時の早期復旧を図るために、災害・事故時の組織体制計画、危機対応マニュアル等の策定を行うこと。
- イ 定期的に非常時対応訓練を実施するとともに、委託者が行うBCP訓練等にも参加し、災害や事故発生時において速やかに対応できる体制を構築すること。
- ウ 災害時に速やかに対応できるよう備蓄資機材の確認等を随時行うこと。
- エ 可搬式発電機、予備ポンプ等の機材はいつでも稼働できるよう点検整備を行うこと。
- オ 災害や事故、機器故障の発生等、緊急時における初期対応を行い、応急措置を講じ被害を最小限に抑えるとともに、危機対応マニュアル等に基づき、被害状況の把握、原因調査、修繕や支援の依頼等の復旧対応を行うこと。
- カ 非常時及び緊急防災を想定した対策訓練・研修を実施すること。
- キ 感染症が拡大しないよう、十分に注意を払うこと。また、罹患者が発生した場合でも本業務を継続できる体制を整えること。また、速やかに委託者へ連絡及び報告を行うこと。

(2) 災害時及び緊急時対応の連絡及び報告

緊急事態が発生した場合には、速やかに連絡及び報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。また、緊急を要する場合は、周辺住民への速やかな情報伝達等を行うこと。

6 その他関連業務

(1) 工事、調査・共同研究・モニタリング等への協力

- ア 受託者は、委託者が実施する工事・調査・共同研究・モニタリング等が円滑に進められるよう協力しなければならない。工事、調査等に伴う機器の停止、試運転等について、立会いによる操作を行うこと。また、必要に応じ、清掃を含む準備作業を実施すること。
- イ 受託者は、委託者が施設において実証実験等を行う場合は、協力しなければならない。また、運転管理データ等の提出を求めた場合には速やかにこれに応じること。

(2) 苦情に対する初期対応

- ア 受託者は、常に適切な運転管理及び維持管理を行うことにより、周辺住民からの信頼、理解及び協力を得るよう努めなければならない。
- イ 受託者は、施設について苦情が寄せられた場合には、適切な初期対応をとるとともに記録を残し、速やかに委託者へ報告し、委託者からの指示に従うこと。

(3) 見学者・来場者の対応

- ア 受託者は、委託者が見学者対応を依頼した場合は、これに協力すること。
- イ 受託者は、施設に来場者が現れた場合は対応を行い、必要ならば委託者へ報告し、委託者からの指示に従うこと。

別紙1 業務範囲

(1) 浄化センター施設の運転管理業務

- ア 運転計画の作成及び実施
- イ 保全計画の作成及び実施
- ウ 運転データの記録及び報告
- エ 異常時・緊急時の運転操作の実施（水防体制等）

(2) 水質分析試験業務

- ア 水質等試験計画の作成
- イ 日常試験（平日のみ）
- ウ 精密試験（2回／月）
- エ 通日試験（4回／年）
- オ 汚泥試験（2回／月）
- カ 生物試験（1回／月）
- キ データの整理及び報告
- ク 水質等分析用薬品類、消耗品及び分析器具類購入
（参考資料5に示す水質分析機器は、委託者より貸与する。）

(3) マンホールポンプ場の運転管理業務

- ア 運転計画の作成及び実施（巡回点検）
- イ 保全計画の作成及び実施
- ウ 運転データの記録及び報告
- エ 異常時・緊急時の運転操作の実施（水防体制等）
- オ 長時間停電時における非常用発電機の運搬及び設置

(4) 廃棄物搬出業務

- ア 搬出業務計画の作成
- イ 発生する沈砂及びし渣の搬出（処理手数料を含む。）
- ウ 浄化センターで発生するごみ（不燃物及び可燃物）の搬出（処理手数料を含む。）
- エ 浄化センターで発生する脱水汚泥の積込等作業、マニフェストに関する事務作業及び脱水汚泥搬出量を記載した月間集計報告書の提出
- オ 業務における記録及び報告

(5) ユーティリティ調達及び管理業務

- ア 水処理・汚泥処理用薬品
 - (ア) 高分子凝集剤（多重板型スクリュウプレス脱水機用）
 - (イ) ポリ硫酸第二鉄（多重板型スクリュウプレス脱水機用）
 - (ウ) 次亜塩素酸ソーダ（滅菌用）
- イ 潤滑油類（補充及び交換用のオイル及びグリース等）
- ウ 補修用塗料
- エ 補修用材料
- オ 報告記録用紙（帳票及びチャート紙含む。）
- カ 電気、水道、燃料及び通信回線

※電気、水道及び通信回線について受託者が支払を行うこと。

また、原則として未達料金、契約超過金及びそれに類する料金についても、受託者が負担すること。

- キ 業務における記録及び報告

- (6) エネルギー管理業務
 - ア エネルギー管理計画の作成及び年間業務実施計画書への記載
 - イ エネルギー管理計画による業務の実施
 - ウ エネルギー管理報告書の提出
- (7) 保守点検業務
 - ア 保守点検計画・要領の作成及び実施
 - イ 保守点検業務における管理計画の作成及び実施
 - ウ 保守点検業務における記録及び報告
 - エ 設備機器の定期的な清掃及び補修塗装
 - オ ポンプ井清掃
- (8) 修繕業務
 - ア 突発修繕業務
 - (ア) 故障報告書の作成及び提出
 - (イ) 突発修繕の実施、報告及び材料・部品調達
 - イ 計画修繕業務
 - (ア) 修繕計画の作成
 - (イ) 計画修繕の実施及び報告
- (9) 電気保安管理業務
 - ア 電気保安管理計画の作成
 - イ 電気保安管理業務の実施（電気事業法に基づく届出に係る費用を含む。）
※ 別紙3の(1)に詳細を示す。
 - ウ 業務における記録及び報告
- (10) 法定点検業務
 - ア 点検業務計画の作成
 - イ 点検業務の実施
 - (ア) 消防設備保守点検業務（2回／年）
 - (イ) 法令に基づく定期自主点検（上記以外の設備を含む。）
※ 別紙3の(2)に詳細を示す。
 - ウ 業務における記録及び報告
- (11) 精密点検業務
 - ア 精密点検計画の作成
 - イ 精密点検業務の実施
中央監視制御装置及び計装設備点検業務（1回／年）
※ 別紙4の(1)に詳細を示す。
 - ウ 業務における記録及び報告
- (12) 環境整備業務
 - ア 環境整備業務計画の作成
 - イ 清掃作業
 - ウ 管理棟床面のワックスがけ（建物面積320㎡、年2回）
 - エ 植栽管理及び除草業務（剪定・刈草処分手数料を含む。）
 - オ 悪臭低減に向けた取組
 - カ 業務における記録及び報告

- (13) 災害時及び緊急時対応業務
 - ア 危機対応マニュアルの作成
 - イ 緊急連絡体制の構築
 - ウ 非常時対応訓練の実施及び委託者が行う訓練への参加
 - エ 緊急事態発生時の初期対応の徹底
 - オ 備蓄資機材の調達及び管理
 - カ 業務における記録及び報告

- (14) その他関連業務
 - ア 委託者が行う工事・調査・共同研究・モニタリング等への協力
 - イ 苦情受付及び初期対応
 - ウ 見学者・来場者対応

別紙2 マンホールポンプ場点検業務

受託者が行うマンホールポンプ場の点検項目は、次のとおりとする。

	項 目	月例点検	年次点検	宅内 MP 点検 年 1 回	臨時点検
		月 2 回			
引込盤、 現場 操作盤	(1) 電力、電圧、電流及び時間計等の確認、記録	●		●	
	(2) 外観（汚損・損傷）、過熱の確認	●		●	
	(3) 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの確認	●		●	
	(4) 漏電遮断器の作動確認	●		●	
	(5) 遠隔監視通報装置の発報試験	●		●	
	(6) 絶縁抵抗	●		●	
	(7) 接地抵抗測定		●	●	
ポンプ	(1) ポンプテスト運転（異音・振動・電流値の確認）	●		●	
	(2) 配管点検（漏水、ジョイント部の確認）	●		●	
	(3) 逆止弁点検（異音）	●			
	(4) 圧送先マンホールの内部確認		●	●	
	(5) 着脱装置の機能点検		●		
	(6) ポンプのオイル交換		●	オイル無	
	(7) ポンプの分解点検（インペラ、ライナー等の磨耗、シール状況確認）		●	● (ポンプの引上げ点検)	
ポンプ槽	(1) スカム発生状況確認（状況によりポンプの底引き運転実施）	●		●	
	(2) 槽内清掃作業（高圧洗浄機）	●		●	
	(3) スカム、沈砂除去、清掃作業		●	●	
水位計	(1) 投込式水位計の点検、清掃	●		● (ポンプに付属)	
	(2) フリクトスイッチ点検、清掃	●			
その他	(1) 停電時における可搬式発電機の設置				●(随時)
	(2) 故障発生時の対応				●(随時)
	(3) 軽微な消耗部品の交換、簡易な故障修理				●(随時)
	(4) 大雨時等緊急時の待機または巡回点検				●(随時)
	(5) 運転操作立会（工事等において運転操作が必要な場合）				●(随時)

※マンホールポンプ場の供用開始日が 10 月以降の場合、年次点検を行わなくてもよいものとする。

※宅内マンホールポンプ場の供用開始日が当該年度の場合、年次点検を行わなくてもよいものとする。

※その他必要と認められる点検については、協議した上で実施するものとする。

別紙3 法令等に基づく点検業務

受託者が行う施設の法令等に基づく点検業務は、次のとおりとする。

(1) 電気保安管理業務

受託者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する職務に当たること。また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、自家用電気工作物を経済産業省令で定める電気設備技術基準に適合するように保持して、事故を未然に防止するため、高圧受電設備及び低圧電灯、動力設備の停電試験及び点検を行うこと。

ア 電気主任技術者の変更等必要な手続き

電気主任技術者の変更等必要な手続きは、速やかに受託者の責任によって行うこと。

イ 業務内容

(ア) 対象施設

a 城南町浄化センター（高圧受電）

受電電圧 6,600V

受電設備容量 500kVA

非常用予備発電機容量 175kVA ディーゼル発電機 1台

b 城南町処理区マンホールポンプ場は、低圧受電であり、かつ発電機が設置されていない一般用電気工作物である。しかし、停電が予想される場合及び停電が起きた場合には、次の台数の可搬式発電機を借用し設置するため、試験及び点検を行う電気主任技術者を選任し届出を行うこと。

可搬式発電機容量 13kVA、25kVA 1台ずつ

(イ) 保安業務

a 月次点検 主として運転中の施設の点検及び試験 毎月1回

b 年次点検 主として施設の運転を停止して行う停電試験及び点検 年に1回

c 臨時点検 異常が発生した場合の原因探求等 必要の都度

d 電気事故発生時における応急措置及び事故原因の探求、並びに再発防止の協力及び助言をし、その他必要に応じて精密検査を行う。

e 各種検査等の要請の際に立ち会うこと。

f 点検及び試験等の報告書の提出

(ウ) 点検場所

a 管理棟 電気室
自家発電電気室
換気機械室

b 機械棟 工作室
搬出室
濃縮機室
一階換気機械室
二階換気機械室
沈砂池機械室
脱水機室
電気室

c 分配槽

d 塩素混和池

e 汚泥ポンプ室

f 1・2系水処理設備

g 3系水処理設備

- (エ) 高圧受変電設備停電試験点検の内容
 - a 保護継電器試験
 - b 接地抵抗測定
 - c 絶縁抵抗測定（高圧及び低圧電気設備）
 - d 高圧避雷器診断
 - e 高圧電力ケーブル診断（回線数）
 - f 真空遮断器真空度試験
 - g 外観点検及び清掃
 - h 検査報告書及び写真帳の作成及び提出
- (オ) 点検内容の補足
 - a 過電流継電器試験は、整定タップ・整定レバーによる各特性試験を行い、整定タップでの瞬時要素の最小動作値を求める。また、整定タップ・整定レバーの過電流継電器と遮断連動し、動作時間を測定する。これらの結果に基づいて、OCR保護協調曲線を作成し判断する。
 - b 方向地絡継電器試験は、動作電流及び動作時間、位相特性を測定し判断する。
 - c 接地抵抗測定は、各接地に応じて行い、各機器の接地線取付部の点検及び必要に応じて増締めを行う。
 - d 絶縁診断は、直流高圧法とし、絶縁抵抗測定は各相・対地間及び指示する区間に分けて行う。測定には1, 000V以上の絶縁測定器を使用する。
 - e コンデンサ及び避雷器の測定時に点検・清掃を行う。
 - f 点検・清掃は、付属機器を網羅し、内部及び外部においても行う。
- (カ) 低圧電灯動力設備の点検及び測定試験
 - a 設置された電灯及び動力設備の全てを点検・測定をすること。
 - b 設置されたプラント動力設備の全てを点検・測定をすること。
 - c 絶縁測定器は、測定項目に応じ適正な電圧を使用する。また、計測ができないと判断される場合は、協議のうえこれを除く。
- (キ) その他
 - a 年次点検の実施に当たっては、事前に実施計画書を提出し、委託者の承諾を得ること。
 - b 本業務に関係する書類については、電気事業法に基づき適切に保管すること。

(2) 消防設備保守点検業務

消防用設備等の点検は、消防法第17条の3の3、及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式（昭和50年消防庁告示第十四号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。また、非常電源設備の点検については、電気事業法、建築基準法及び消防法の定めるところにより適正に行い、必要に応じて、保守、修理その他の措置を講じるものとする。

- | | |
|------------------|--------|
| ・機能点検 | 1回／6ヵ月 |
| ・機能点検及び総合点検 | 1回／1年 |
| ・臨時点検（異常が発生した場合） | 必要の都度 |

なお、消防法施行規則の一部改正（平成21年総務省令第93号）に伴う事項については、関係告示の定めるところによること。

ア 対象施設

城南町浄化センター

イ 業務内容

城南町浄化センター点検概要

消火器具	一式
屋内消火栓設備	一式
自動火災報知器設備	一式
非常放送設備	一式
誘導灯及び誘導標識	一式
排煙設備	一式
配線点検	一式

詳細は、参考資料3 消防用設備等機器点検リスト参照のこと。

ウ 点検資格者

点検を行う者は、消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者とし、点検作業中は、消防設備士免状等を携帯していること。（消防法第17条の3の3、第17条の13）

別紙 4 精密点検業務

委託者が推奨する設備機器の精密点検業務は、次のとおりとする。

- (1) 中央監視制御装置及び計装設備点検業務
対象機器、点検内容については 参考資料 4 に示す。

別紙5 状態監視保全対象機器及び点検・調査範囲

機 器	受託者		委託者
	点検	調査	調査
電動機（主ポンプ）	○	—	○
主ポンプ （水中、槽外型含む）	○	—	—
自動除塵機	○	○	—
曝気装置（機械式）	○	○	—
終沈汚泥掻寄機（中央駆動支柱型）	○	○	—
汚泥脱水機 （多重板型スクリーンプレス）	○	—	○
非常用発電機 （ディーゼル）	○	—	○
土木建築	○	—	○

※設置されてない機器は除外すること。

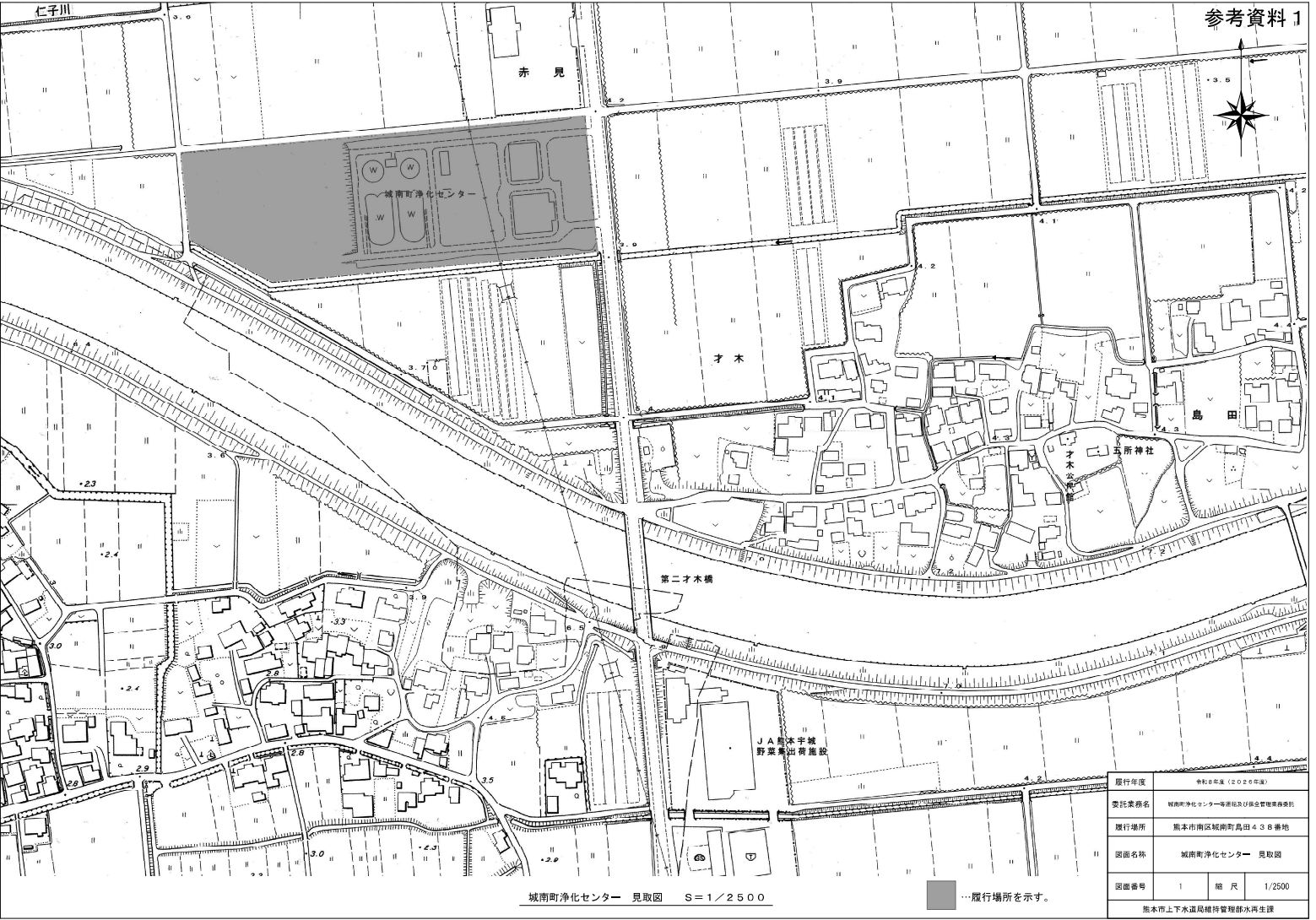
浄化センター及びマンホールポンプ場の施設概要は次のとおりとする。

(1) 浄化センター

	区 分	内 容
ア	計画処理能力（全体）	7, 300 m ³ /日
イ	現有処理能力	4, 700 m ³ /日
ウ	排除方式	分流式
エ	処理方式	オキシデーションディッチ法
オ	汚泥処理方式	脱水（多重板型スクリーンプレス） → 場外処分
カ	放 流 先	浜戸川

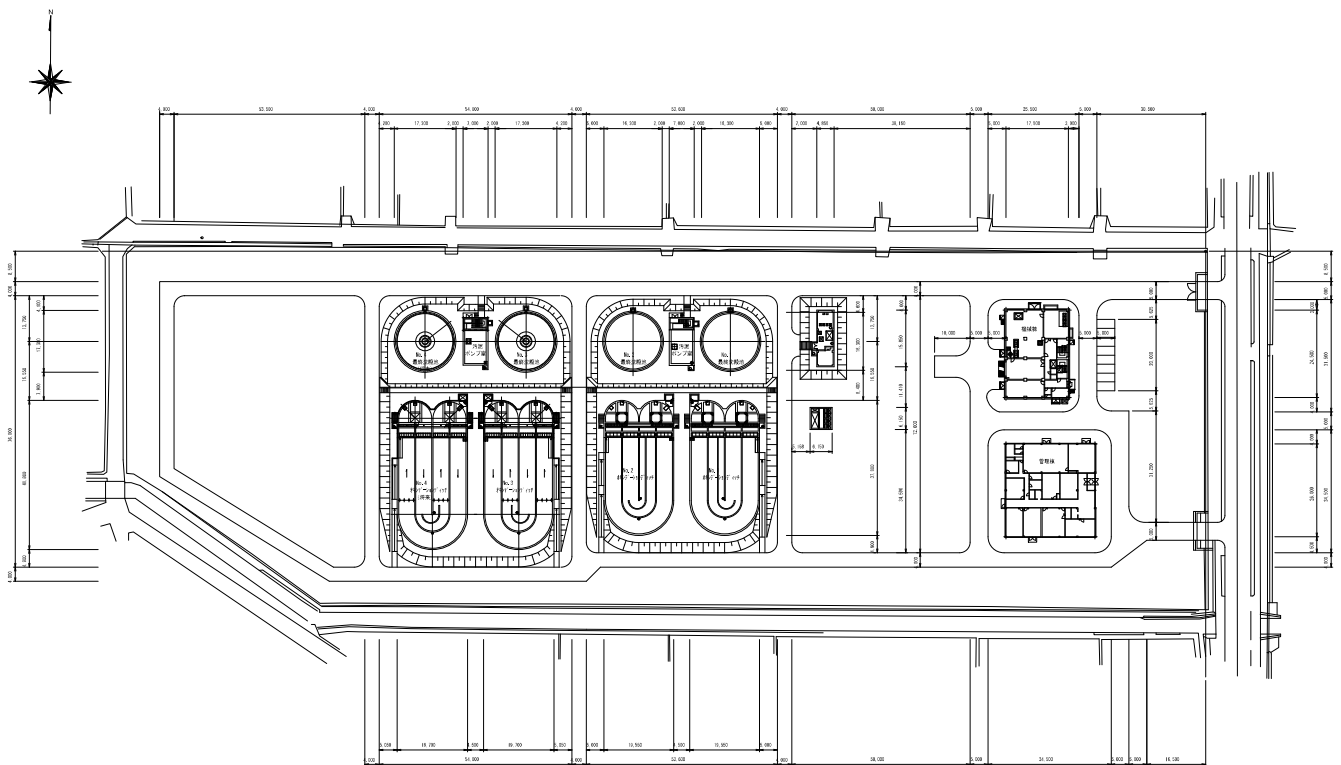
(2) マンホールポンプ場

	名 称	ポンプ		
		台数	出力 (kW)	揚水量 (m ³ /分/台)
ア	隈庄マンホールポンプ場	2	0.75	0.336
イ	中宮地マンホールポンプ場	2	3.7	0.265
ウ	沈目マンホールポンプ場	2	2.2	0.302
エ	沈目橋マンホールポンプ場	2	1.5	0.471
オ	宮地マンホールポンプ場	2	1.5	0.159
カ	今吉野マンホールポンプ場	2	0.75	0.162
キ	出水公民館前マンホールポンプ場	2	2.2	0.637
ク	出水マンホールポンプ場	2	7.5	0.283
ケ	松ノ平マンホールポンプ場	2	1.5	0.160
コ	島田マンホールポンプ場	2	1.5	0.283
サ	下宮地マンホールポンプ場	2	1.5	0.283
シ	阿高 No. 1 マンホールポンプ場	2	3.7	0.389
ス	阿高 No. 2 マンホールポンプ場	2	5.5	0.539
セ	東阿高 No. 2 マンホールポンプ場	2	0.75	0.163
ソ	阿高No.3 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
タ	東阿高No.1 マンホールポンプ場	2	3.7	0.159
チ	赤見マンホールポンプ場	2	5.5	0.587
ツ	東阿高No.3 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
テ	舞原 No. 1 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ト	舞原 No. 2 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ナ	阿高No.4 マンホールポンプ場	2	1.5	0.159
ニ	赤見 No. 2 マンホールポンプ場	2	1.5	0.469
ヌ	東阿高 No. 4 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ネ	下宮地 No. 2 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ノ	東阿高 No. 5 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ハ	東阿高 No. 6 マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ヒ	東阿高 No. 7 マンホールポンプ場	2	0.4	0.159
フ	東阿高 No. 8 マンホールポンプ場	2	0.4	0.159
ヘ	東阿高 No. 9 マンホールポンプ場	2	3.7	0.159
ホ	舞原 No. 3 マンホールポンプ場	2	3.7	0.159
マ	高マンホールポンプ場	2	0.75	0.159
ミ	高 No. 2 マンホールポンプ場	R8 年度新設予定		
ム	高 No. 3 マンホールポンプ場	R8 年度新設予定		

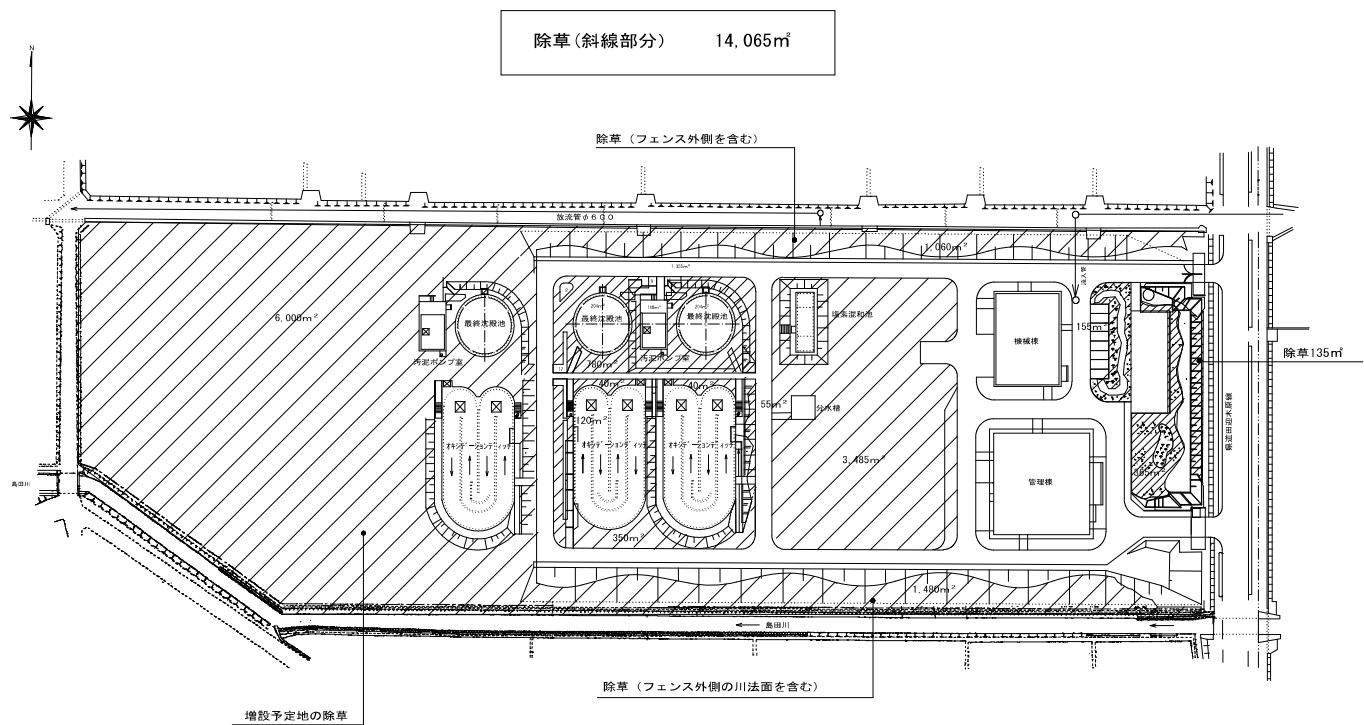


参考資料 1

履行年度	令和8年度（2026年度）		
委託業務名	城南町浄化センター等施設及び関係管理業務委託		
履行場所	熊本市南区城南町島田438番地		
図面名称	城南町浄化センター 見取図		
図面番号	1	縮尺	1/2500
熊本市上下水道局維持管理排水再生課			

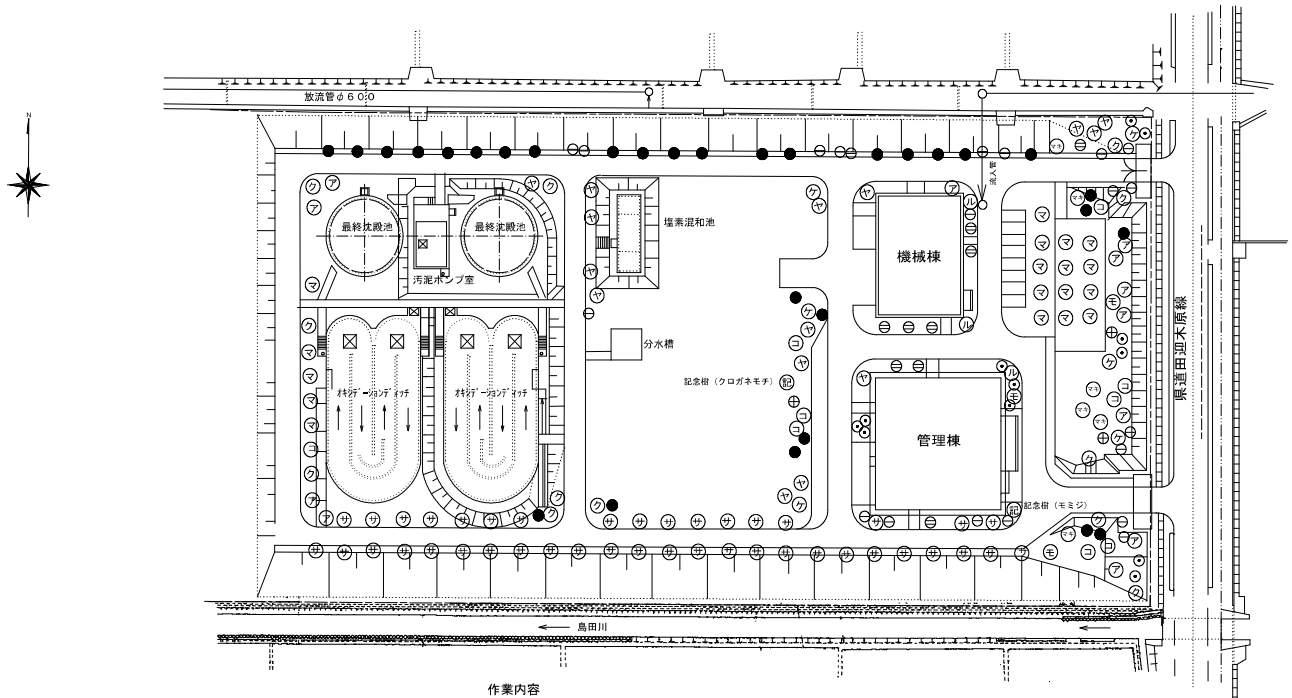


施行年度	令和5年度（2023年度）		
委託業務名	城南町浄化センター等運転及び保全管理業務委託		
施行場所	熊本県宇城市南港町4-3-8番地		
図面名称	城南町浄化センター 一般平面図		
図面番号	2	図 尺	1/500
熊本県上下水道局建設部水再生課			



城南町浄化センター 除草箇所図 S=1/500

施行年度	令和5年度（2023年度）		
委託業務名	城南町浄化センター等運転及び保全管理業務委託		
施行場所	城南町区域排水施設43号用地		
図面名称	城南町浄化センター 除草箇所図		
図面番号	3	図 尺	1/500
熊本市上下水道局維持管理課水再生課			

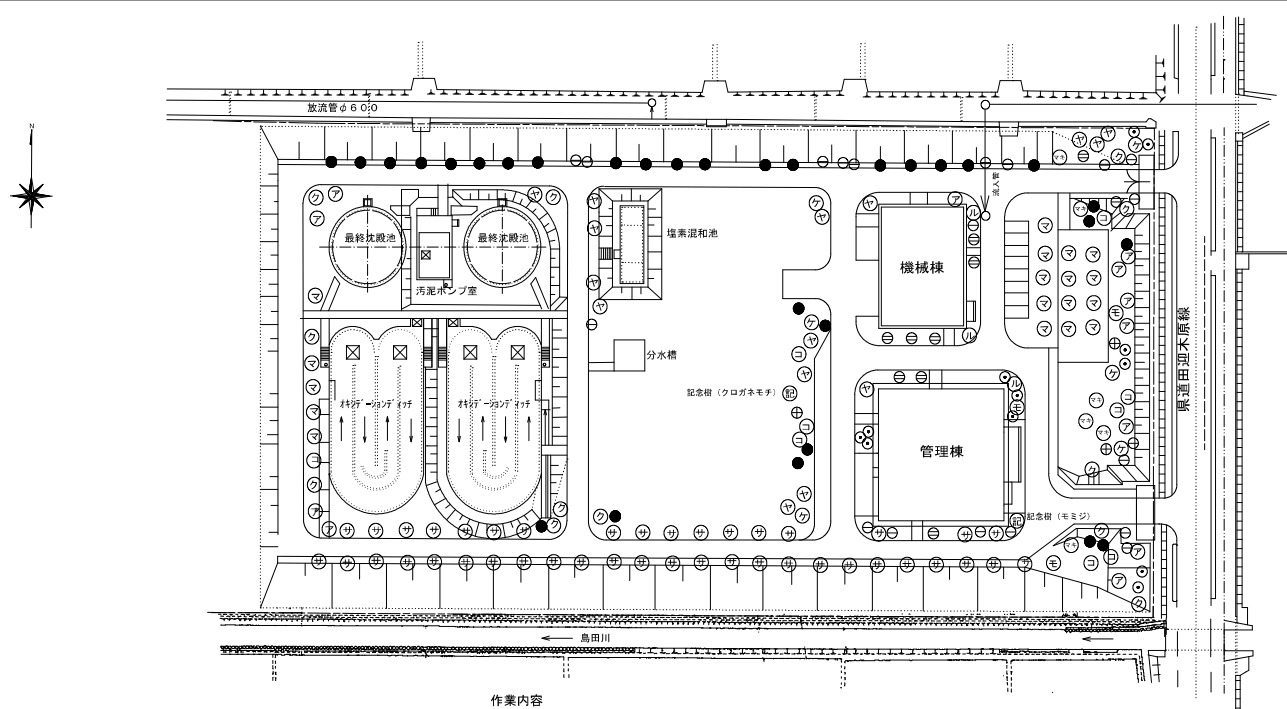


作業内容

記号	名 称	形状寸法			全体 数量	単位	剪定		計
		H	C	W			数量	回数	
㊦	マキ	3.0	0.30	0.8	6	本	2		2
㊧	アラカシ	3.0	0.21	1.5	12	〃	4	1	4
㊨	クスノキ	3.0	0.80	1.2	12	〃	4	1	4
㊩	マテバシイ	4.0	0.40	1.5	18	〃	6	1	6
㊪	ヤマモモ	3.0	0.18	1.2	15	〃	5	1	5
㊫	キンモクセイ	2.0	0.20	2.0	21	〃	7	1	7
㊬	モッコク	2.0	0.21	2.0	12	〃	4	1	4
㊭	ヤブツバキ	1.9	0.15	0.6	30	〃	10	1	10
㊮	イロハモミジ	3.0	0.18	1.5	3	〃	1	1	1
㊯	ケヤキ	4.0	0.20	1.5	6	〃	2	1	2
㊰	コブシ	3.0	0.15	1.5	9	〃	3	1	3
㊱	サルスベリ	2.5	0.25	1.5	3	〃	1	1	1
㊲	ソメイヨシノ	3.5	0.18	1.5	42	〃	14	1	14
㊳	ハナミズキ	2.0	0.25	0.6	9	〃	3	1	3
㊴	ムクゲ	2.5	0.18	2.0	3	〃	1	1	1
㊵	モミジ (記念樹)	4.0	0.85	2.0	1	〃	1	1	1
㊶	クロガネモチ (記念樹)	2.0	0.15	1.5	1	〃	1	1	1
計					203		69	1	69

城南町浄化センター 中・高木 剪定箇所図 S=NONE

施行年度	令和5年度（2023年度）		
委託業務名	城南町浄化センター等運転及び保全管理業務委託		
施行場所	城南町田辺新線438番地		
図面名称	城南町浄化センター 中・高木 剪定箇所図		
図面番号	4	図 尺	NONE
城南市上下水道局維持管理課水再生課			



作業内容		形状寸法			全体 数量	単位	橋中害防除		
		H	C	W			数量	回数	計
㊦	マキ	3.0	0.30	0.8	6	本	6	2	12
㊧	アラカシ	3.0	0.21	1.5	12	本	12	2	24
㊨	クスノキ	3.0	0.80	1.2	12	本	12	2	24
㊩	マテバシイ	4.0	0.40	1.5	18	本	18	2	36
㊪	ヤマモモ	3.0	0.18	1.2	15	本	15	2	30
㊫	キンモクセイ	2.0	0.20	2.0	21	本	21	2	42
㊬	モッコク	2.0	0.21	2.0	12	本	12	2	24
●	ヤブツバキ	1.8	0.15	0.6	30	本	30	2	60
㊭	イロハモミジ	3.0	0.18	1.5	3	本	3	2	6
㊮	ケヤキ	4.0	0.20	1.5	6	本	6	2	12
㊯	コブシ	3.0	0.15	1.5	9	本	9	2	18
㊰	サルスベリ	2.5	0.25	1.5	3	本	3	2	6
㊱	ソメイヨシノ	3.5	0.18	1.5	42	本	42	2	84
㊲	ハナミズキ	2.0	0.25	0.6	9	本	9	2	18
㊳	ムクゲ	2.5	0.18	2.0	3	本	3	2	6
○	モミジ (記念樹)	4.0	0.85	2.0	1	本	1	2	2
○	クロガネモチ (記念樹)	2.0	0.15	1.5	1	本	1	2	2
計					203		203	2	406

城南町浄化センター 中・高木 病中害防除箇所図 S=NONE

実行年度	令和6年度（2024年度）		
委託業務名	城南町浄化センター等運転及び保全管理業務委託		
実行場所	城南町南区城南町東4丁目8番地		
図面名称	城南町浄化センター 中・高木 病中害防除箇所図		
図面番号	5	図 尺	NONE
城南市上下水道局維持管理課水再生課			

消防用設備等機器点検リスト

施設名 城南町浄化センター

消防用設備等保守点検					
区 分	点 検 項 目	数 量		機能点検 (1回/6ヶ月)	総合点検 (1回/1年)
消火器	粉末消火器（蓄圧式）	16	本	○	
誘導灯及び誘導標識	誘導灯	33	灯	○	
非常警報設備	受信機 P 型 1 級	2	面	○	○
	差動式分布型感知器	5	個	○	
	差動式スポット感知器	10	個	○	
	定温式スポット感知器	17	個	○	
	煙感知器	21	個	○	○
	P 型 1 級発信機	5	個	○	
	表示灯	5	灯	○	
	音響装置	5	個	○	
	常用電源（交流電源）	2	組	○	
	予備電源（ニッカド蓄電池）	2	組	○	
配線点検	絶縁抵抗及び配線点検	2	棟		○

城南町浄化センター中央監視制御装置及び計装設備点検業務委託

◆点検内容（城南町浄化センター）

1 中央監視制御装置点検

(1) CRTコントローラ（盤番号：CRT-02）

- | | |
|--------|---|
| a) 本体 | 入力電圧、電源電圧測定
各部清掃（締付確認を含む。）
コネクタプラグイン状況確認
冷却ファン動作確認
外観点検
表示機能確認
異音・振動・過熱の有無
システム動作確認
その他機器機能確認（テストプログラムを含む。） |
| b) LCD | 各部清掃
コネクタプラグイン状況確認
外観点検
表示機能確認
異音・振動・過熱の有無 |

2 シーケンスコントローラ点検

(1) 管理棟シーケンスコントローラ盤（盤番号：SQC-01, 03）

- | | |
|-------------|--|
| a) プロセッサラック | 入力電圧測定
各部清掃（締付確認を含む。）
各部点検
機能確認
バッテリーの確認
システム動作確認 |
| b) 伝送路 | 各部点検 |
| c) I/Oユニット | 電源電圧測定
各部清掃（締付確認を含む。）
各部点検
DI/Oモジュール動作チェック
AI/Oモジュール動作チェック |
| d) 直流電源装置 | 入出力電圧測定 |

3 計装設備 点検項目

No.	ループ名称	点検内容	数量
1	流入ゲート開度（ポテンションメーターを除く）	単体試験、ループテスト	1式
2	ポンプ井水位	単体試験、ループテスト	1式
3	汚水揚水流量	単体試験、ループテスト	1式
4	1系オキシデーションディッチD0	単体試験、ループテスト	1式
5	2系オキシデーションディッチD0	単体試験、ループテスト	1式
6	3/4系オキシデーションディッチD0	単体試験、ループテスト	1式
7	No. 1余剰汚泥流量	単体試験、ループテスト	1式
8	No. 2余剰汚泥流量	単体試験、ループテスト	1式
9	放流流量	単体試験、ループテスト	1式
10	No. 2汚泥貯留槽液位	単体試験、ループテスト	1式
11	No. 1, 2汚泥供給流量	単体試験、ループテスト	1式
12	脱水ケーキホッパ重量計	単体試験、ループテスト	1式

4 交換部品

No.	名 称	仕 様	数 量
1	現場指示器	汚水揚水流量計	1台
2	現場指示器	No. 2汚泥貯留槽液位（電気室）用	1台
3	アイソレーター	ケーキホッパ重量用	1台

1 城南町浄化センター標準貸与品

機器名称	用途
pHメーター	pH測定
電子天秤	SS測定、試薬等秤量
分光光度計	窒素、りん測定
顕微鏡	微生物試験
定温乾燥器	試料乾燥、汚泥試験
高圧蒸気滅菌器	全窒素、全りん測定、器具滅菌
COD測定用湯浴	COD測定
電気マッフル炉	強熱減量
低温インキュベーター	BOD測定
培養器（細菌用）	大腸菌数測定
純水製造装置	蒸留水生成
遠心分離機	MLSS測定
オートドライデシケーター	SS測定、汚泥試験

2 標準貸与品について

- ・標準貸与品は、使用年数を参考に委託者が定期的に更新する。
- ・標準貸与品が故障した場合は、受託者が修繕業務を行う。
- ・全損の場合は原則として委託者が購入する。（受託者に重大な過失がある場合はこの限りでない）
- ・pH電極、分光光度計の光源ランプ、純粋製造装置のイオン交換樹脂・フィルターは消耗品扱
- ・電子天秤の秤量用ソフトウェア、パソコンは標準貸与品に含まない。

3 標準貸与品以外の貸与品について

- ・標準貸与品以外の貸与品は、現品に限り貸与する。